

緊急事態宣言解除後の西東京市公共施設再開の流れ

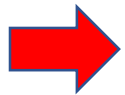
※状況により再開時期が前後する場合があります
 令和2年6月12日 西東京市対策本部決定(更新)

西東京市における施設利用の「新ルール」適用

東京都
STEP 1
5月26日

東京都
STEP 2
6月1日

東京都
STEP 3
6月12日



再開の時期	施設分類
(緊急事態宣言解除) ① 感染対策を講じつつ、解除後、すみやかに再開 再開しています	・図書館（貸出サービスのみ） ・公園（ボール広場・複合遊具） ・各種会議室・多目的室（市庁舎・公民館施設除く。）用途 会議・打合せ等に限る。 ※施設により6月以降の再開あり
(感染小康期) ② 解除後、おおむね1週間程度経過後に再開 再開しています ※一部施設は6/15から	・文化施設（ホール等の一部） ・スポーツ施設（プール、トレーニング室等は民間スポーツジム再開時まで休止） ・図書館（制限付開館） ・公民館（制限付開館）
(収束期) ③ 解除後、おおむね2週間から3週間程度経過後に再開 順次再開していきます	・学校（校庭） ・高齢者施設（創作活動等）再開済
(収束中) ④ 解除後、おおむね4週間程度経過後に再開 順次再開していきます	・学校（体育館等） ・多目的室（運動系活動）
(収束中) ⑤ 解除後、当面の間「休止」 ⇒ 順次再開していきます	・高齢者施設（運動系活動） ・調理室・入浴施設 ・多目的室（コーラス・カラオケ等）

※施設特性により、引き続き「休館」となる施設もあります。

再度の流行

適切な感染予防策を講じた上で、「全面開館」